

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する 条例・同施行規則に関する技術基準等

<資料・様式編>

- 資料1 事務フロー図
- 資料2 適用範囲、適用除外（開発建築課）
- 資料3 近隣住民に対する説明範囲図（開発建築課）
- 資料4 各課配置図
- 資料5 施設案内図
- 資料6 条例及び施行規則の各別表の問合せ先一覧
- その他 条例にかかる各種様式（+受検カード）



令和8年4月1日版

朝霞市 都市建設部 開発建築課

まえがき

この基準は、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成20年朝霞市条例第31号。以下「条例」という。）及び朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する施行規則（平成21年朝霞市規則第4号。以下「規則」という。）の技術基準等に関し適切な運用及び迅速な事務を執行するために、必要な手続及び技術基準について記したので、参考にお使い下さい。

なお、この技術基準等は、平成21年4月1日から施行しています。

—問い合わせ先—

都市建設部 開発建築課 開発指導係

（直通TEL） 048-463-2510

（代表TEL） 048-463-1111

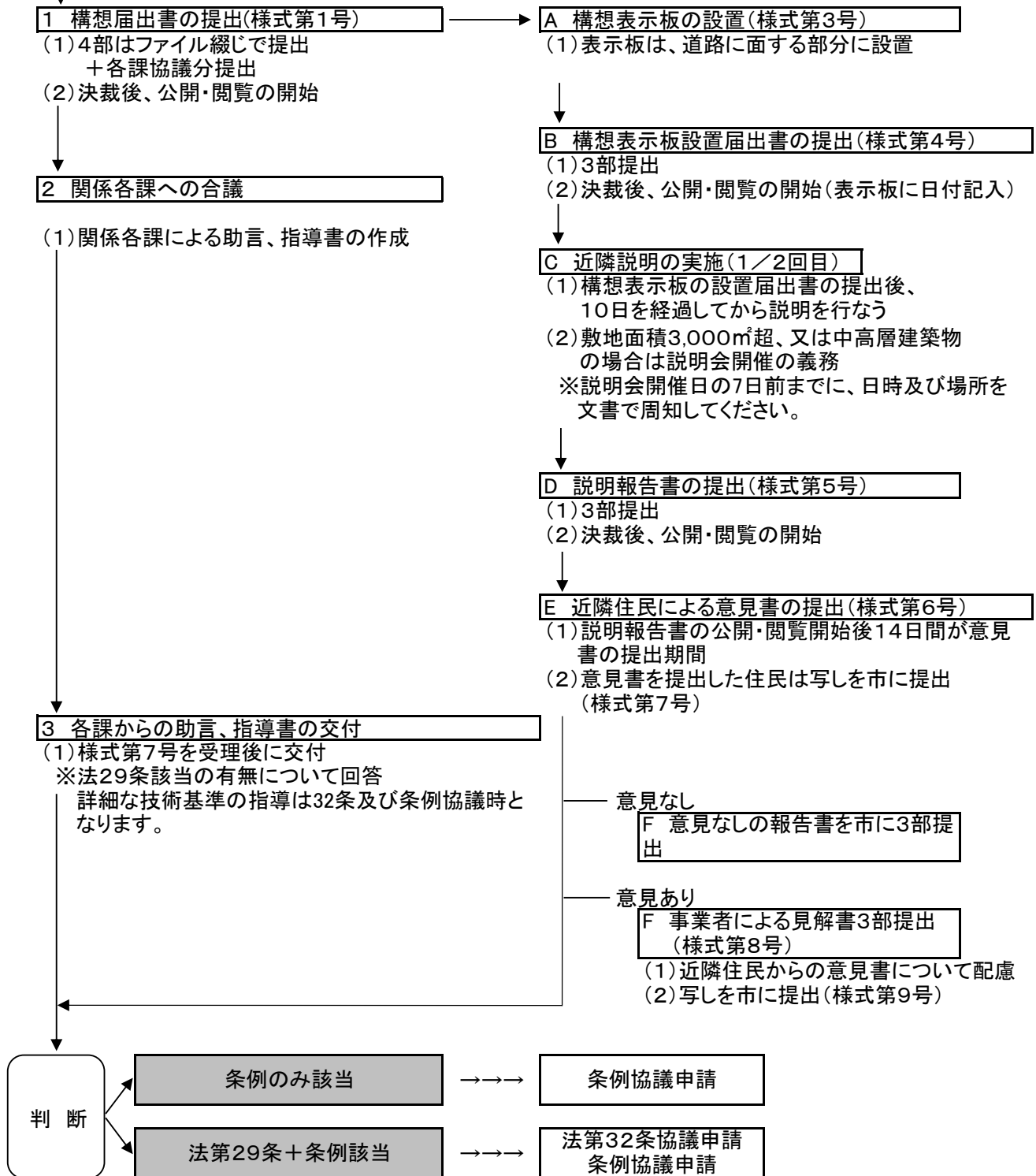
（内線） 2510、2521

（FAX） 048-463-9490

（e-mail） kaihatu_kentiku@city.asaka.lg.jp

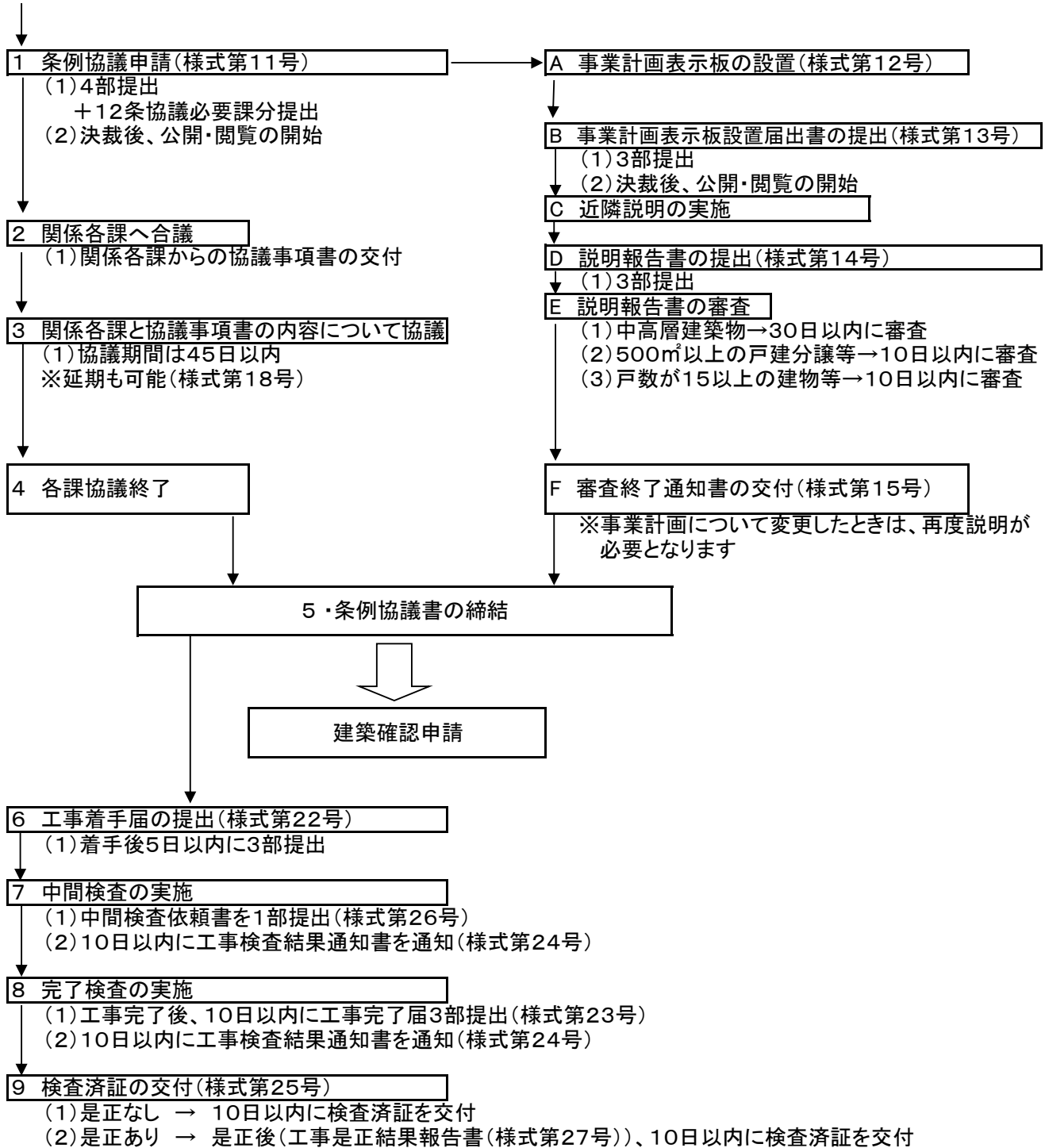
構想届出書、表示板設置、公開・閲覧、説明会等の開催、報告書提出等

※事前に基準等の相談を行いたい場合は、相談票の提出、又は関係各課へ事前相談
(重要なお相談は、必ず相談票を提出願います)



条例協議申請書、条例協議書の締結、各種届出書、各種検査、検査済証

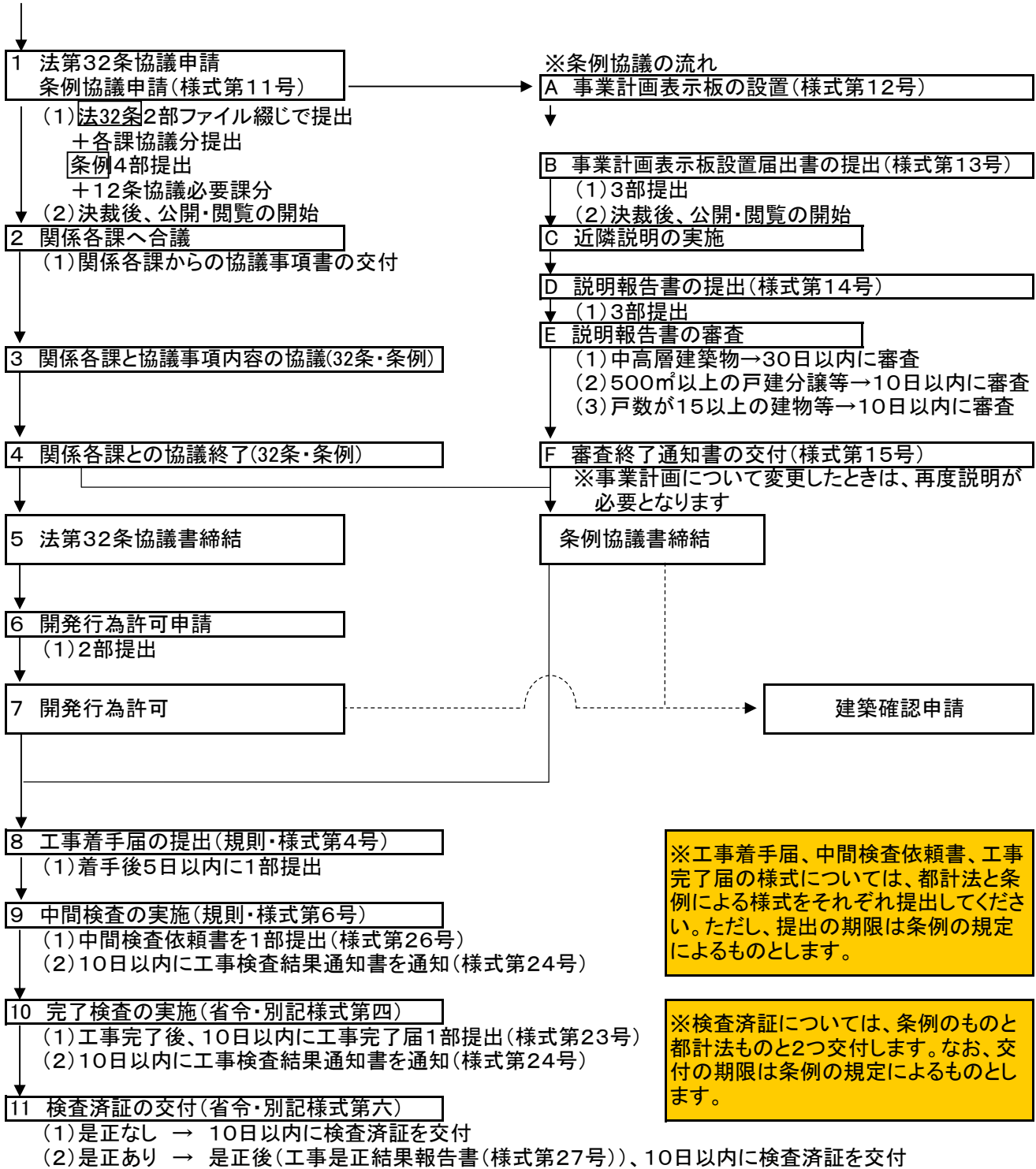
※事業者による見解書の写し提出後、又は、意見が無かった旨の報告書の提出後に、条例協議申請が可能



- ※ 協議書締結前に変更がある場合、別途、変更届の提出が必要です(様式第19号)
- ※ 協議書締結後に変更がある場合、別途、変更協議申請が必要です(様式第20号)
- ※ 協議書締結後に軽微な変更がある場合、別途、軽微変更届出が必要です(様式第21号)

法第32条協議申請書、法第32条協議書の締結、各種届出書、各種検査、検査済証

※事業者による見解書の写し提出後、又は、意見が無かった旨の報告書の提出後に、法第32条協議申請及び条例協議申請が可能



※工事着手届、中間検査依頼書、工事完了届の様式については、都計法と条例による様式をそれぞれ提出してください。ただし、提出の期限は条例の規定によるものとします。

※検査済証については、条例のものと都計法ものと2つ交付します。なお、交付の期限は条例の規定によるものとします。

◎適用範囲

本条例の適用は、事業者が次の行為を行う場合に適用する。

- (1) 中高層建築物の建築^{※1}
- (2) 開発事業^{※2}
- (3) 戸数（店舗、事務所等を含む。）が15以上の建築物の建築

※1 中高層建築物とは条例別表第1に定める中高層建築物をいう。

また、暫定調整区域の場合は、当該区域の用途地域が対象となります。

区分	建築物を建築しようとする地域又は区域	中高層建築物
ア	a・第1種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
イ	a・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・準工業地域 b 用途地域の指定のない区域 (容積率が10分の10、10分の20の区域に限る。)	高さが10メートルを超える建築物
ウ	・商業地域 ・工業地域	高さが15メートルを超える建築物又は地階を除く階数が6以上の建築物。ただし、アaに掲げる地域、イaに掲げる地域若しくは、イbに掲げる区域内の建基法第56条の2第1項の水平面上に、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に日影を生じさせる場合にあつては、高さが10メートルを超える建築物

※2 開発事業とは、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

- 1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為又は建築行為
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置

◎適用除外

次に掲げる開発事業等については、この条例の規定は、適用しない。

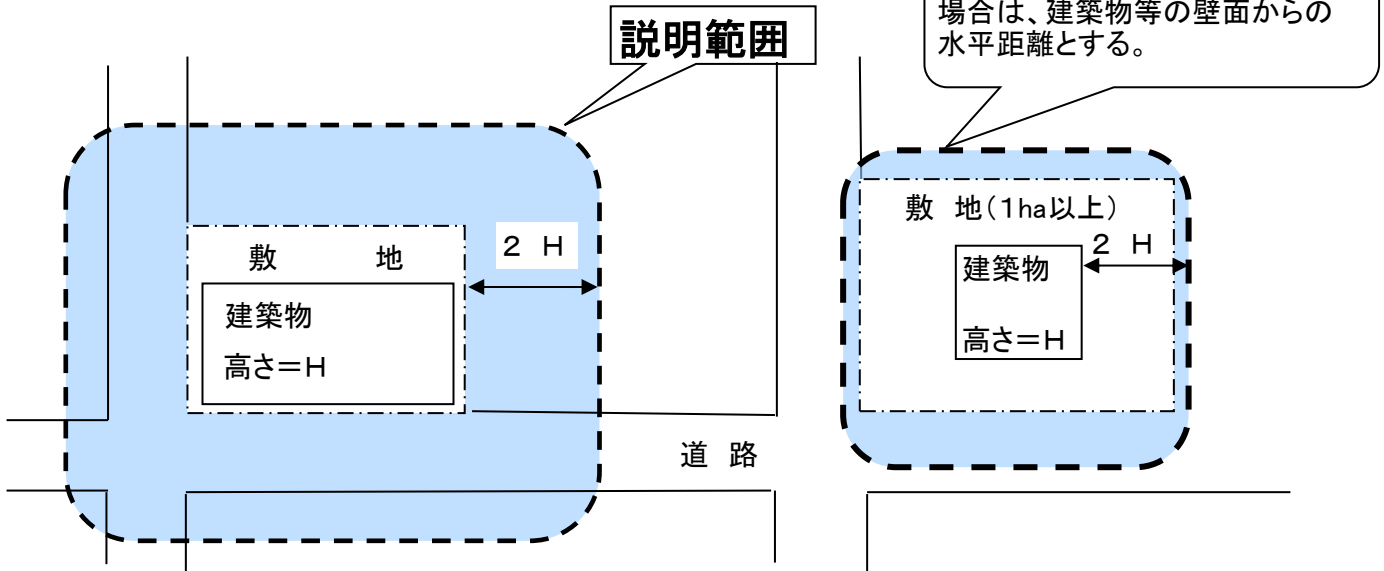
- (1) 都計法に基づく都市計画事業
- (2) 建基法第85条に規定する仮設建築物の建築
- (3) 災害のため必要な応急措置として行うもの
- (4) 開発事業等を行う者が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築
- (5) 軽易な行為その他の行為で市長が認めるもの^{※3}

※3 市長が認めるものとは、次に掲げるものをいう。

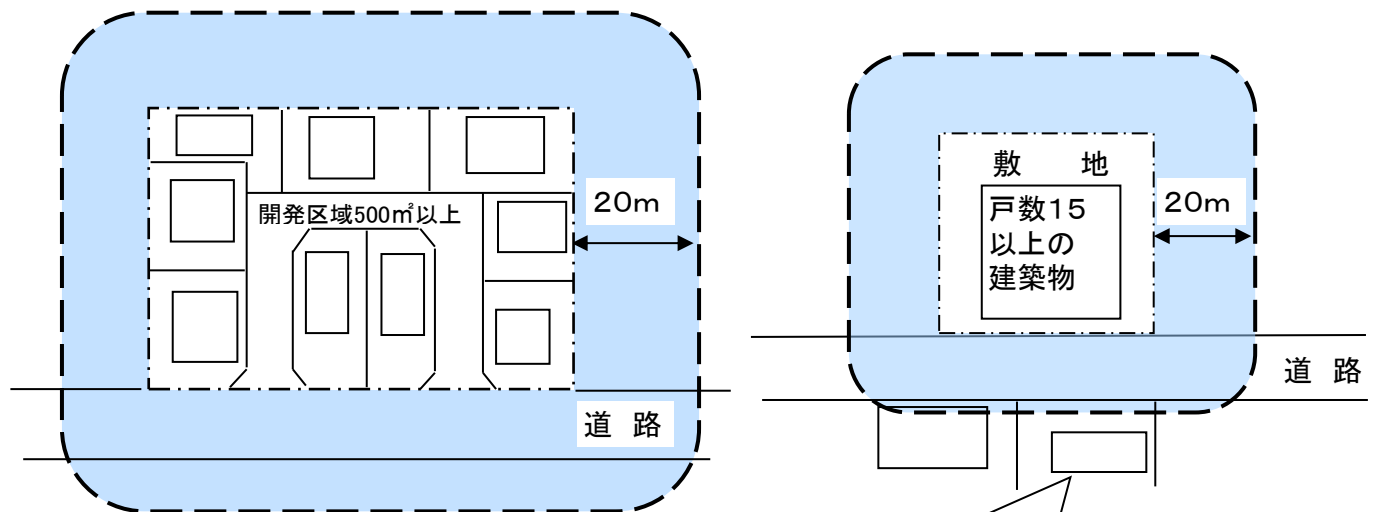
- 1) 開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合 既存の建築物を増築、改築若しくは移転又は棟を別にして新築（以下「増改築等」という。）をする場合で、増改築等の規模が既存の建築物の延べ面積の3分の1以下の範囲内で、当該増改築等による周辺への日影の影響が既存の建築物の日影の範囲内である等で、従前と著しく異なるもの
- 2) 開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合 既存の建築物を増改築等する場合で、増改築等の規模が既存の建築物の延べ面積の3分の1以下の範囲内で、当該増改築等に係る部分が中高層建築物に該当しないもの
- 3) 前2号に準ずるもの

近隣住民に対する説明範囲図

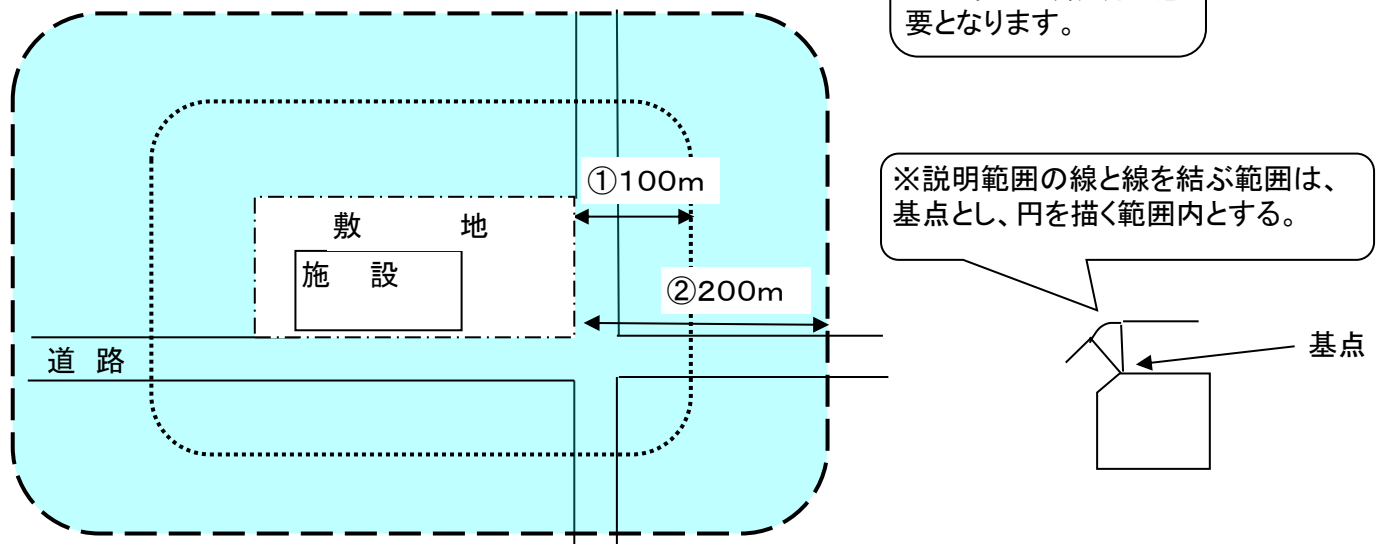
■中高層建築物



■開発区域が500㎡以上・戸数が15以上の建築物

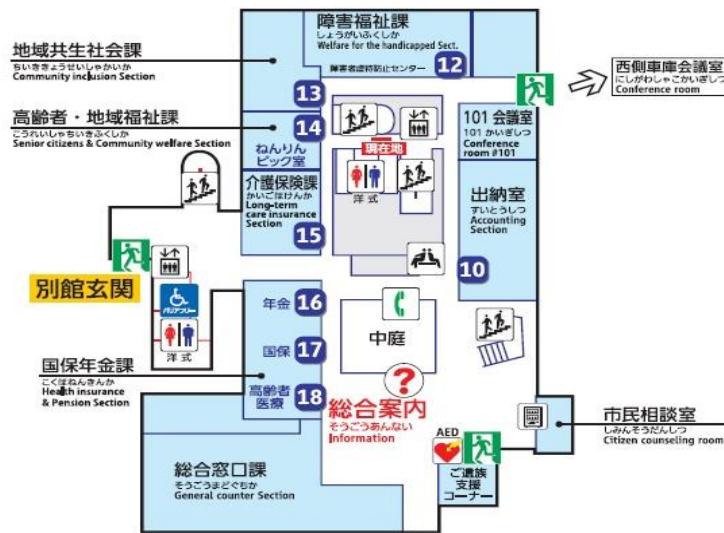


■①特定工作物②産業廃棄物処理施設



各課配置図

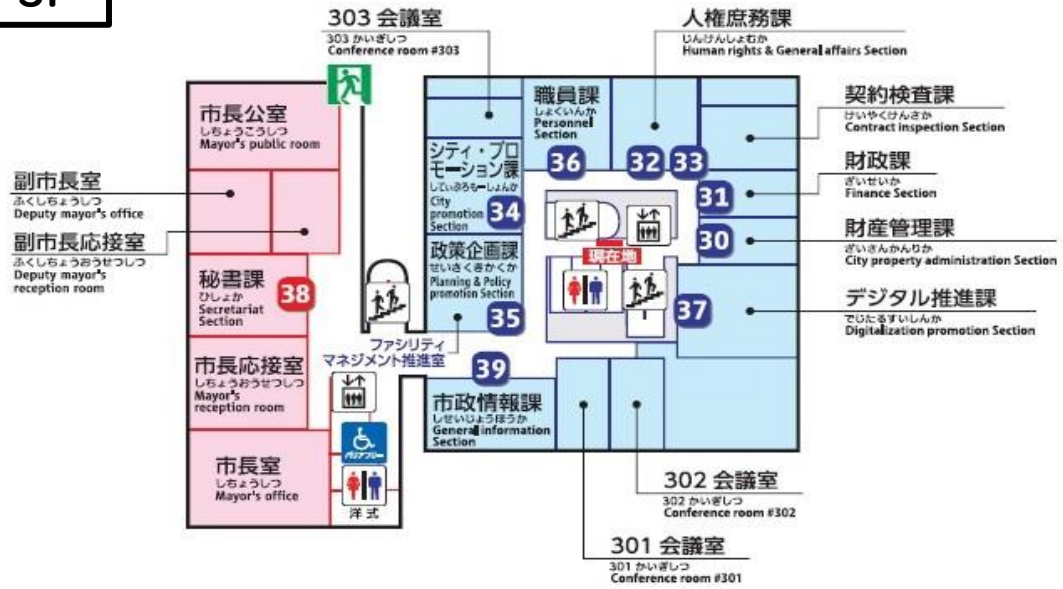
1F



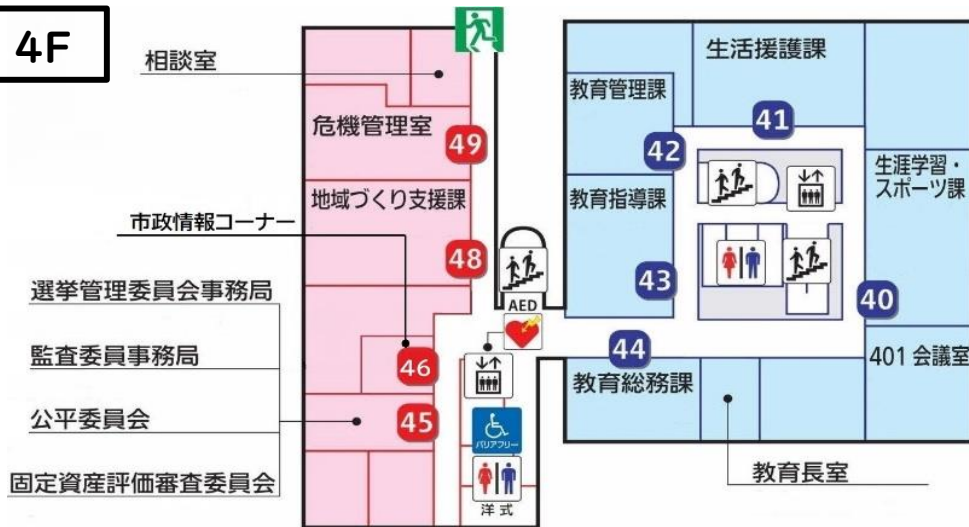
2F



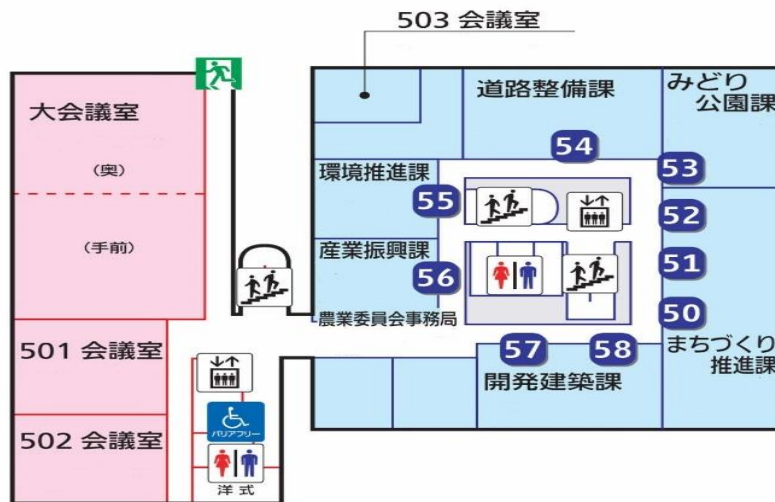
3F



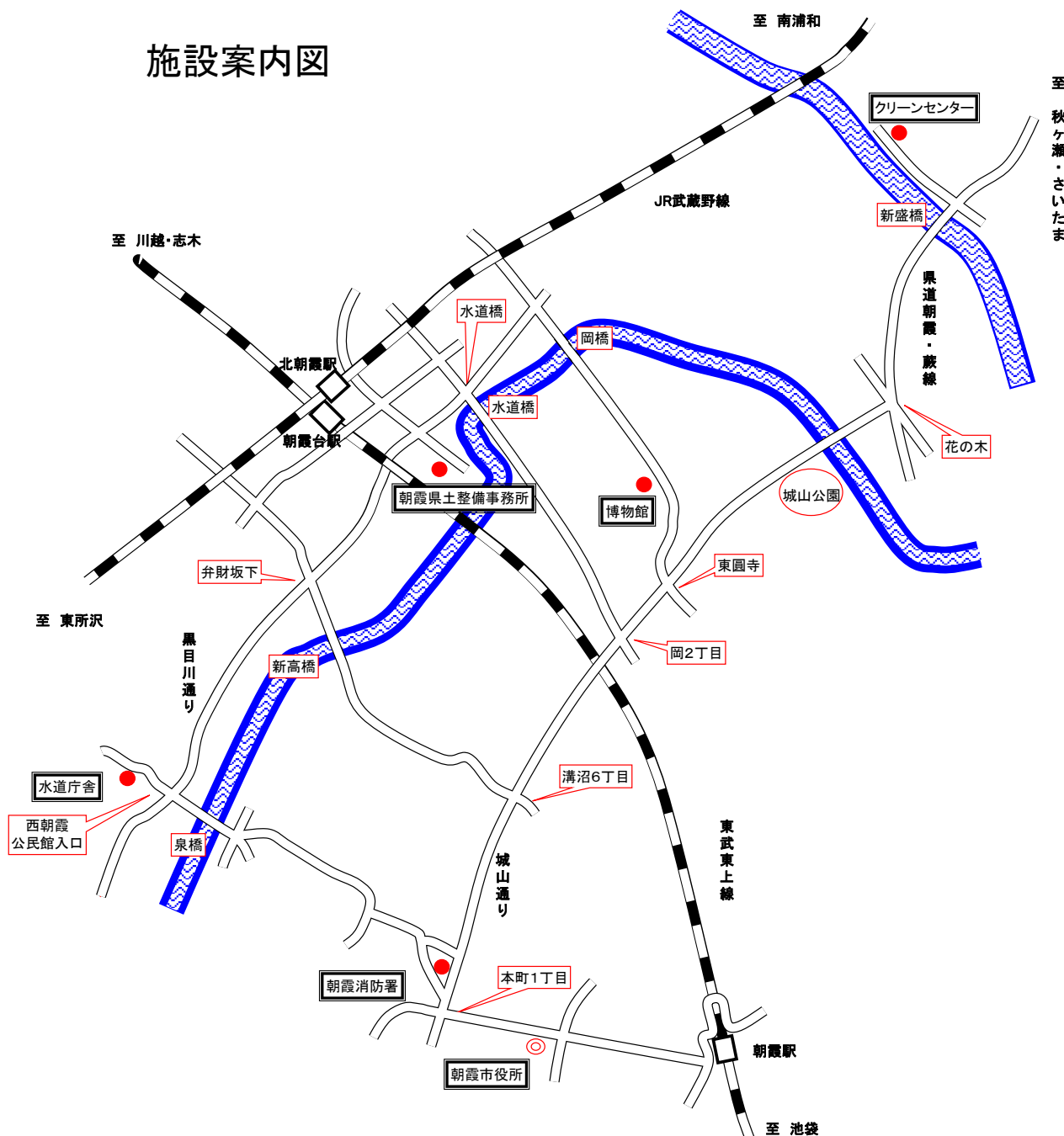
4F



5F



施設案内図



- 朝霞市水道庁舎
水道施設課 2F 048-463-8699
下水道施設課 3F 048-463-0917
朝霞市泉水2-13-1
- 朝霞市博物館(文化財課 048-463-2927)
朝霞台駅・北朝霞駅下車徒歩約15分
朝霞市岡2-7-22
- 朝霞市クリーンセンター(資源リサイクル課 048-456-1593)
朝霞市大字浜崎390-45
- 朝霞県土整備事務所 048-471-4661
朝霞台駅・北朝霞駅下車徒歩約5分
朝霞市大字浜崎678
- 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防局
朝霞消防署予防課 048-463-1190
朝霞市溝沼1-2-27
- 大東ガス 049-259-1111
入間郡三芳町大字藤久保1081-1

条例及び施行規則の各別表の問合せ先一覧

条例別表

令和 8 年 4 月 1 日現在

	項目	課名（係名）	ダイヤルイン
別表第 1	中高層建築物の判断	開発建築課（建築指導係）	463-2585
別表第 2	近隣住民の範囲	開発建築課（開発指導係）	463-2510
別表第 3	道路	開発建築課（開発指導係）	463-2510
		道路整備課（道路管理係）	463-0912
	公園等	みどり公園課（みどり公園係）	463-0375
	敷地面積の最低限度	開発建築課（開発指導係）	463-2510
別表第 4	道路の整備	道路整備課（道路管理係）	463-0912
	道路交通安全施設及び 交通安全対策	道路整備課（道路管理係）	463-0912
		まちづくり推進課（交通政策係）	463-1514
		教育管理課（学校保健安全係）	463-0794
	下水道の整備	下水道施設課（下水道管理係）	463-0917
	雨水流出抑制対策	下水道施設課（下水道管理係）	463-0917
	上水道の整備	水道施設課（水道工務係）	463-8699
	公園等の整備	みどり公園課（みどり公園係）	463-0375
	緑化施設の整備	みどり公園課（みどり公園係）	463-0374
	清掃施設の整備	資源リサイクル課 （資源リサイクル係）	456-1593
	消防施設等の設置	朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防局 朝霞消防署消防課（予防係）	463-1190
	自動車駐車場及び 自転車等駐車場の設置	まちづくり推進課（交通政策係）	463-1514
	工事内容の公表	環境推進課（環境対策係）	463-1512
	切土又は盛土	開発建築課（開発指導係）	463-2510
	良好な生活環境の保全	環境推進課（環境対策係）	463-1512
	電波障害	環境推進課（環境対策係）	463-1512
境界線から建築物までの 距離	開発建築課（建築指導係）	463-2585	
プライバシーの保護	開発建築課（建築指導係）	463-2585	
教育施設の整備への配慮	教育総務課（学校施設係）	463-2769	

別表第4	児童福祉施設等の日照	保育課（保育入所係） こども未来課（こども育成係）	463-2836 463-6720
	保育所の整備	保育課（保育入所係）	463-2836
	地域コミュニティへの配慮	地域づくり支援課 （地域づくり支援係）	463-2645
	文化財の取扱い	文化財課（文化財保護係）	463-2927
	環境への配慮	環境推進課（環境対策係）	463-1512
	景観への配慮	まちづくり推進課（都市計画係） 開発建築課（建築指導係）	463-2518 463-2585
	福祉のまちづくりへの配慮	障害福祉課（障害者支援係） 開発建築課（建築指導係）	463-1598 463-2585
	洪水浸水想定区域への配慮	危機管理室（危機管理係）	463-1788
	防犯対策への配慮	危機管理室（危機管理係）	463-1788
	掲示板の設置	シティ・プロモーション課（広報係）	463-3059
別表第5	開発区域の面積と道路幅員	開発建築課（開発指導係）	463-2510
別表第6	すみ切りのせん除長	道路整備課（道路管理係）	463-0912
		開発建築課（開発指導係）	463-2510

規則別表

	項目	課名（係名）	ダイヤルイン
別表第1	様式		
別表第2	構想届出書（添付図書）	開発建築課（開発指導係）	463-2510
別表第3	事業計画報告書（添付図書）		
別表第4	道路の整備	道路整備課（道路管理係）	463-0912
	下水道の整備	下水道施設課（下水道管理係）	463-0917
	雨水流出抑制対策	下水道施設課（下水道管理係）	463-0917
	公園等の整備	みどり公園課（みどり公園係）	463-0375
	緑化施設の整備	みどり公園課（みどり公園係）	463-0374
	清掃施設の整備	資源リサイクル課 （資源リサイクル係）	456-1593
	自動車駐車場、 自転車等駐車場の設置	まちづくり推進課（交通政策係）	463-1514
別表5	浸透トレンチの長さの算出	下水道施設課（下水道管理係）	463-0917

※ 詳細については各担当課までお問い合わせください

※ 相談内容によっては複数の課と協議・調整をする場合があります

開発事業等構想届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

代理人 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により次のとおり届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称及び地番	朝霞市	
開発区域の用途地域		
開発区域の面積	m ²	
予定建築物の用途及び概要	建築物の用途	区画数・棟(戸)数
	(名称)	区画・棟(戸)
	建築物の建築面積	建築物の階数
	m ²	地上階/地下階
	建築物の延べ面積	建築物の高さ
m ²	最高の高さ	m
工事予定期間	年 月 ~ 年 月	
説明会予定日時	年 月 日() 午前・午後 時 分	
説明会予定会場		

備考 代理人の場合は、委任状を添付してください。

開発事業等構想表示板		
事業者	住所	
	氏名	
構想届出書届出日	年 月 日 受付第 号	
開発区域に含まれる地域の名称及び地番	朝霞市	
開発区域の用途地域		
開発区域の面積	㎡	
予定建築物の用途及び概要	建築物の用途	区画数・棟（戸）数
	（名称）	区画・棟（戸）
	建築物の建築面積	建築物の階数
	㎡	地上 階／地下 階
	建築物の延べ面積	建築物の高さ
㎡	最高の高さ m	
工事予定期間	年 月 ～ 年 月	
説明会予定日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分	
説明会予定会場		
<p>この表示板は、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第9条第1項の規定に基づき設置するものです。</p> <p>（連絡先）住所 氏名 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） 担当者</p>		
<p>※1 構想届出書は、市役所で閲覧できます。</p> <p>※2 この計画の構想に意見がある方は、提出期限（ 年 月 日）まで意見書を事業者に提出できます。</p> <p>問い合わせ先 朝霞市都市建設部開発建築課 048-463-2510（直通）</p>		
設置年月日	年 月 日	
構想届出書の閲覧開始日	年 月 日 ※1	

120センチメートル以上

90センチメートル以上

備考 地面から表示板の下端までを80センチメートル以上で設置してください。

開発事業等構想表示板設置届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第9条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

設置年月日	年月日	設置箇所	箇所
写真撮影年月日	年月日	添付写真	枚
設置位置図（別紙でも可）			

備考

- 1 設置位置図は、敷地の形状及び接する道路の状況並びに表示板を設置した位置を明確に記入し、写真撮影をした方向を記入してください。
- 2 写真は、遠景と表示板の文字が明確に読み取れる近景の2種類を添付してください。
- 3 案内図を添付してください。

開発事業等構想説明報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

代理人 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 10 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

開発区域に含まれる地域の名称及び地番	朝霞市	
開発区域の用途地域		
開発区域の面積	m ²	
予定建築物の用途及び概要	建築物の用途	区画数・棟(戸)数
	(名称)	区画・棟(戸)
	建築物の建築面積	建築物の階数
	m ²	地上階/地下階
	建築物の延べ面積	建築物の高さ
	m ²	最高の高さ m
工事予定期間	年 月 ~ 年 月	
説明会開催日時	年 月 日() 午前・午後 時 分	
説明会会場		
個別説明実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考

- 1 ※の欄は、記入しないでください。
- 2 代理人の場合は、委任状を添付してください。
- 3 別紙説明経過書を添付してください。

※受付欄

--

番号	建築物の 用途・階数	住民の 住所 氏名	区分	住 か 意 見 の 等	住 民 の 等 対 す る 回 答	説 明 者 名 氏	訪 問 日 時		
							1 回	2 回	3 回

備考

- 1 説明対象者の一覧表を添付してください。
- 2 番号は、説明の範囲を示した図面と一致させてください。
- 3 建築物の用途・階数の欄には、建築物がないときは、その土地の利用形態(駐車場、畑等)を記入してください。
- 4 区分の欄には、1(建築物の所有者)、2(建築物の管理者、居住者又は営業者)、3(土地の所有者)又は4(その他)のいずれか該当する番号を記入してください。
- 5 近隣住民が不在の場合の対応(説明会開催の案内通知は除きます。)
 - (1) 次回の訪問日時、連絡先及び投函する理由を記載した文書を別表第2に掲げる図書とともに郵便受け等に投函してください。
 - (2) 訪問日及び時間を改めて3回以上訪問してください。
 - (3) 3回以上訪問しても、なお、不在の場合は、その旨をこの説明経過書に記載し、(1)で投函した図書を添付してください。後日、当該近隣住民から説明を求められた場合は、速やかに説明を行い、説明経過書に追記してください。
- 6 説明会を行った場合は、出席者の一覧表を添付してください。

開発事業等構想意見書

年 月 日

様

提出者 住所
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 10 条第 3 項の規定により次のとおり意見書を提出します。

予定建築物の 名称又は開発 区域に含まれ る地域の名称 及び地番	朝霞市
意見	

様式第7号（第3条関係）

開発事業等構想意見書の写し送付書

年 月 日

朝霞市長 宛

送付者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第10条第3項に規定する開発事業等構想意見書を提出しましたので、同条第4項の規定により別添のとおり送付します。

備考 事業者に提出した意見書の写しを添付してください。

開発事業等構想意見書に対する見解書

年 月 日

様

事業者 住所
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 10 条第 5 項の規定により開発事業等構想意見書に対する見解書を提出します。

予定建築物の 名称又は開発 区域に含まれ る地域の名称 及び地番	朝霞市
御意見	
御意見に対する見解	

様式第9号（第3条関係）

開発事業等構想意見書に対する見解書の写し送付書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第10条第5項に規定する開発事業等構想意見書に対する見解書を提出しましたので、同条第6項の規定により別添のとおり送付します。

備考

- 1 見解書の提出先の一覧表を添付してください。
- 2 近隣住民に提出した見解書の写しを添付してください。

開発事業等構想意見書の提出がない旨の報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

開発事業等構想意見書が提出されませんでしたので、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第10条第7項の規定により報告します。

予定建築物の 名称又は開発 区域に含まれ る地域の名称 及び地番	朝霞市
--	-----

開発事業等協議申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定により協議をしたいので、次のとおり申請します。

代理人	住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	電話番号 担当者		
設計者	住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	電話番号 担当者		
施工者	住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	電話番号 担当者		
開発区域等	地域の名称及び地番	朝霞市		
	用途地域	建ぺい率(法定) () %		
	その他の地域・地区	容積率(法定) () %		
計画の概要	用途	(名称)		
	構造規模	造 地上 階/地下 階 棟 (戸)		
		最高の高さ m (最高の軒の高さ m)		
		計画に係る部分	計画以外の部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積 (容積対象面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	
※条例第 10 条第 6 項の受付日	年 月 日			
※条例第 10 条第 7 項の受付日	年 月 日			

備考

- ※の欄は、記入しないでください。
- 代理人の場合は、委任状を添付してください。
- 別紙 1 に掲げる図書を添付してください。

※受付欄

--

別紙 1

< 提出部数 >

ファイル (A 4 版) にとじ、4 部 + 各課協議分提出

- ・ 正本 (1 部) … 朝霞市用
- ・ 副本 (1 部) … 事業者用
- ・ 副本 (2 部) … 閲覧用
- ・ 各課協議分

< 添付書類一覧 >

1. 開発事業等協議申請書
2. 公共施設等一覧表 (別紙 2)
3. 全部事項証明書 (土地)
 - ・ 正本のみ原本
 - ・ 申請の日以前 6 か月以内のもの
4. 現況写真
 - ・ 区域全体が判別できるよう 2 方向以上から撮影し、区域を朱線を表示
 - ・ 撮影年月日を記入
5. 案内図 (縮尺 1/2,500 以上)
6. 公図の写し (縮尺 1/600 以上)
 - ・ 方位と転写年月日を記入
 - ・ 開発事業区域及び隣接地の土地所有者、地目、面積を図示し、区域を朱線を表示
7. 求積図 (縮尺 1/500 以上)
 - ・ 方位を記入
 - ・ 区域を朱線を表示
 - ・ 実測図による三斜法又は座標計算
8. 現況図 (縮尺 1/2,500 以上)
 - ・ 方位を記入
 - ・ 区域を朱線を表示
 - ・ BM を +10.00m とし、そこからの高さを 10m グリットで記入
 - ・ すべての境界 (曲がり点) は、引き出し線を出し、詳細の拡大図で図示するとともに写真を添付
 - ・ 接続する道路の名称及び幅員を記入
 - ・ 既存建築物、工作物等の現認したものはすべて表示
(例) 電柱、ガードレール、マンホール、各汚水雨水ます、各止水栓、ブロック塀、万年塀、L 形側溝、U 形側溝、横断歩道、道路標識、信号機、擁壁、立木等
9. 土地利用計画図 (縮尺 1/1,000 以上)
 - ・ 方位を記入
 - ・ 区域を朱線を表示
 - ・ 予定建築物、公共施設等の配置を図示
10. 造成計画平面図 (縮尺 1/1,000 以上)、造成計画断面図 (縮尺 H=1/100 以上、L=1/500 以上)
 - ・ 縦断・横断図とも 2 方向で作成
 - ・ BM+10.00m からの現況地盤高及び計画地盤高を図示
 - ・ 切土を黄色、盛土を茶色で着色
 - ・ 隣地との境界についての詳細断面図
11. 擁壁等詳細図 (縮尺 1/50 以上)
 - ・ 擁壁、コンクリートブロック、間知ブロック等は、新設・既設とも配置を記入

- ・擁壁を新設する場合は、その詳細図面(断面図、配筋図、展開図)。また、2 m以上の擁壁を築造する場合には構造計算書
 - ・コンクリートブロックを新設する場合は、その詳細図面(断面図、展開図)
 - ・間知ブロックを新設する場合は、その詳細図面(断面図、展開図)
- 1 2. 予定建築物図面 (縮尺 1/100 以上)
 - ・立面図、断面図、日影図 (中高層建築物の場合に限り各階平面図)
 - 1 3. 排水設備計画図 (縮尺 1/500 以上)
 - ・開発事業区域内の污水管、雨水管の管径、勾配、ます間の距離及び深さを記入
 - 1 4. 給水計画図 (縮尺 1/500 以上)
 - ・配水管(水道本管)から受水槽までの給水経路並びに口径及び管種を記入
 - ・止水栓及びメーター設置箇所を記入
 - 1 5. 緑地求積図 (縮尺 1/500 以上)
 - ・実測図による三斜法又は座標計算
 - 1 6. 計算書
 - ・開発前後の雨水排水量計算書、浸透トレンチ管施設規模計算書、受水槽容量計算書、その他必要な計算書
 - 1 7. その他市長が必要と認める書類
 - ・全部事項証明書(建物)、工場に関する調書、危険物に関する調書、土地利用経過報告書、ボーリング調査報告書等

公共施設等一覧表

公共施設等		設置数	備 考
道 路 用 地	1	延長 面積 m m ²	市道 号線の整備についての 採納の有無（有・無）
道 路 用 地	2	延長 面積 m m ²	市道 号線の整備についての 採納の有無（有・無）
道 路 用 地	3	延長 面積 m m ²	市道 号線の整備についての 採納の有無（有・無）
道 路 用 地	4	延長 面積 m m ²	市道 号線の整備についての 採納の有無（有・無）
自 動 車 駐 車 場	入 居 者 用	台	
	外 来 者 用	台	
	業 務 用	台	
自 転 車 等 駐 車 場		台	
自 動 二 輪 車 駐 車 場		台	
ご み 集 積 所		m ²	
公 園		m ²	採納の有無（有・無）
緑 地		m ²	
防 火 水 槽		m ³	採納の有無（有・無）
		m ³	採納の有無（有・無）
消 火 栓		基	採納の有無（有・無）
そ の 他			

開発事業等事業計画表示板	
予 定 建 築 物 の 用 途	(名 称)
事 業 者 の 住 所 氏 名	
開発区域に含まれる地域の名称及び地番	朝霞市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
予 定 建 築 物 の 建 築 面 積	m ²
予 定 建 築 物 の 延 べ 面 積	m ²
予 定 建 築 物 の 最 高 の 高 さ	m
予 定 建 築 物 の 階 数 及 び 棟（戸）数	地 上 階 / 地 下 階、 棟 (戸)
問 い 合 わ せ 先	この表示板は、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第13条第1項の規定に基づき設置するものです。 住所 氏名 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号 () 担当者
設 置 年 月 日	年 月 日

120センチメートル

90センチメートル以上

備考 地面から表示板の下端までを80センチメートル以上で設置してください。

開発事業等事業計画表示板設置届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

設置年月日	年 月 日	設置箇所	箇所
写真撮影年月日	年 月 日	添付写真	枚

設置位置図 (別紙でも可)

備考

- 1 設置位置図は、敷地の形状及び接する道路の状況並びに表示板を設置した位置を明確に記入し、写真撮影をした方向を記入してください。
- 2 写真は、遠景と表示板の文字が明確に読み取れる近景の 2 種類を添付してください。
- 3 案内図を添付してください。

開発事業等事業計画 近隣住民
周辺住民 説明
変更説明
廃止説明 報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

代 理 人		住所 氏名 <small>(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small>	電話番号	<small>担当者</small>
設 計 者		住所 氏名 <small>(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small>	電話番号	<small>担当者</small>
施 工 者		住所 氏名 <small>(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small>	電話番号	<small>担当者</small>
開 発 区 域 等	地 域 の 名 称 及 び 地 番	朝霞市		
	用 途 地 域		建 ぺ い 率 (法 定)	% ()
	そ の 他 の 地 域 ・ 地 区		容 積 率 (法 定)	% ()
計 画 の 概 要	用 途	(名 称)		
	構 造 規 模	造	地 上 階 / 地 下 階	棟 (戸)
		最 高 の 高 さ m (最 高 の 軒 の 高 さ m)		
		計 画 に 係 る 部 分	計 画 以 外 の 部 分	合 計
	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
延 べ 面 積 (容 積 対 象 面 積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
※ 審査終了通知 第 号 年 月 日				

備考

- 1 ※の欄は、記入しないでください。
- 2 代理人の場合は、委任状を添付してください。
- 3 別紙 1 近隣配慮計画書及び別紙 2 説明経過書を添付してください。

※受付欄

近隣配慮計画書

配慮事項	配慮計画
近隣住民への日照	
道路交通安全施設 及び交通安全対策	
清掃施設の整備	
自動車駐車場、自転 車等駐車場の設置	
電波障害対策	
その他 ()	

備考 図面を必要とする場合は、別紙としてください。

説明経過書

(枚中 枚目)

番号	建築物の用途・階数	住民の住所・氏名	区分	住民の意見等	住民の意見に対する回答	説明者名	訪問日時		
							1回	2回	3回

備考

- 1 説明対象者の一覧表を添付してください。
- 2 番号は、説明の範囲を示した図面と一致させてください。
- 3 建築物の用途・階数の欄には、建築物がないときは、その土地の利用形態(駐車場、畑等)を記入してください。
- 4 区分の欄には、1(建築物の所有者)、2(建築物の管理者、居住者又は営業者)、3(土地の所有者)又は4(その他)のいずれか該当する番号を記入してください。
- 5 近隣住民が不在の場合の対応
 - (1) 次回の訪問日時、連絡先及び投函する理由を記載した文書を別表第3(変更の場合は、変更となる事項)に掲げる図書とともに郵便受け等に投函してください。
 - (2) 訪問日及び時間を改めて3回以上訪問してください。
 - (3) 3回以上訪問しても、なお、不在の場合は、その旨をこの説明経過書に記載し、(1)で投函した図書を添付してください。後日、当該近隣住民から説明を求められた場合は、速やかに説明を行い、説明経過書に追記してください。
- 6 説明会を行った場合は、出席者の一覧表を添付してください。

工事協定締結報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

設計者 住所
(監理者) 氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

施工者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 16 条の規定により別紙
のとおり報告します。

備考 工事協定書の写しを添付してください。

工事着手届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定により協議をした開発事業等について、工事に着手したので、同条例第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

協議書締結年月日・番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称及び地番	朝霞市
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
設 計 者	住所 電話番号 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 担当者
施 工 者	住所 電話番号 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 担当者
現 場 代 理 人	住所 電話番号 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 担当者

備考

- 1 ※の欄は、記入しないでください。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 案内図
 - (2) 工事工程表 (工事着手から工事完了まで)
 - (3) 工事着手後の写真
- 3 代理人の場合は、委任状を添付してください。

※受付欄

工事完了届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ ）

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第12条第1項又は第18条第3項の規定により協議をした開発事業等について、工事（協議書締結 年 月 日 第 号）が完了しましたので同条例第20条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 工事完了年月日 年 月 日

2 開発区域に含まれる 朝霞市
地域の名称及び地番

備考 次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 関係各課手続経過報告書（別紙）
- (4) 確定測量図（全体求積図、区画割求積図、緑地求積図、ごみ集積所詳細図等）
- (5) 確定土地利用計画図
- (6) 確定造成平面図
- (7) 確定排水平面図
- (8) 工事工程写真（工事着手から工事完了まで）
- (9) その他完了検査を実施する上で必要となる図書

関係各課手続経過報告書

事業者 住所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)
 電話番号 ()

以下の事項について、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第 20 条第 2 項の規定により工事完了届出書を提出するに当たり、協議書に基づく検査及び諸手続きが完了していることについて、ご確認願います。

予定建築物の用途	(名称)		
開発区域に含まれる地域の名称及び地番	朝霞市		
担当課	事項	実施日	担当者 確認印
道路整備課	中間検査日	年 月 日	
	舗装影響立会日	年 月 日	
	舗装本復旧完了日(予定日)	年 月 日	
	寄附採納手続 (有・無) ※有の場合、完了検査合格後、速やかに関係書類を提出してください。	道路用地	
まちづくり 推進課		道路照明灯	年 月 日
		道路反射鏡	年 月 日
下水道施設課	排水設備等計画確認申請日	年 月 日	
	中間検査日	年 月 日	
	排水設備完了届出日	年 月 日	
水道施設課	水圧検査日	年 月 日	
	完了検査日(予定日)	年 月 日	

備考 担当課にて確認印を受けた後、工事完了届出書に添付してください。

工事中間検査依頼書

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住所
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 （ ）

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第21条第3項の規定により次のとおり依頼します。

1 協議書締結年月日・番号 年 月 日 第 号

2 開発区域に含まれる 朝霞市
地域の名称及び地番

3 検査希望日時 年 月 日（ ）午前・午後 時 分

4 検査対象工事 対象工事にを入れてください。
 擁壁の築造に関する工事
 道路の築造に関する工事
 下水道管の布設に関する工事
 雨水流出抑制施設の設置に関する工事
 その他（ ）

備考 次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 案内図
- (2) 土地利用計画図
- (3) その他中間検査を実施する上で必要となる図書

受検カード

作成者 (法人名・代表名)

(記入者名)

★完了検査

◎内部検査の実施

- 内部検査実施日 年 月 日

◎境界について *長尺テープはJIS認定のスチールテープを用い、下げ振り・水平器等を用意

- 境界石の位置は図面のとおり設置されている（確定測量を行った）
- 境界石が確認（明示）できる状況にある（木の伐採やごみの除去）
- 高低差や工作物の影響を考慮し、正確な距離を測るのに障害がないよう対策を講じた
（ブロックの天端等にプレート貼付や光波の利用など）
- 隣地に対して工作物等が越境していない

◎下水道施設について

- 汚水、雨水の宅内配管が完了届の図面通り適正に設置されている（柵径、柵深、管径、延長、勾配等）
- 汚水、雨水の本管が完了届の図面通り適正に設置されている（人孔深、管延長、勾配等）
- 人孔の深さが2 mを超過している箇所には転落防止梯子が設置されている
- 人孔内のステップは適正な位置に設置されている
- 浸透トレンチの延長が完了届の図面通りに設置されている
- 下水道施設の損傷、汚損の確認を行った

◎道路について

- 舗装本復旧の仕上がり状況について確認を行った
- 道路構造物（L形・L形集水柵・U字側溝・横断側溝・地先境界ブロック等の仕上がり状況について確認を行った
- 道路後退部分について、元道の位置表示がされている
- 未帰属道路に市章入りの蓋が使用されていないか確認を行った
- 帰属及び寄附採納（道路用地、道路照明灯）の申請手続きを行っている
- 開発区域周辺の路面及び道路構造物が工事又は工事車両が原因で破損、汚損などしていないか確認を行い、損傷箇所の修繕及び汚損箇所の清掃を行った

◎交通安全対策について

- 駐車・駐輪場施設について、台数及び寸法が設計のとおり確保されている
- 路面標示が、適切に表示されている
- 立会い結果に基づいて、カーブミラーの設置がされている

◎ゴミ集積所（分譲住宅）について

- ブロックが設計図のとおり積まれている
- 有効面積が確保されている

◎ゴミ集積所（共同住宅）について

- 洗浄排水設備、排気口等が設計図のとおり設置されている
- 棚が設けられている
- 扉が設計図のとおり設けられ、開口部が確保されている
- 有効面積が確保されている

受検カード

◎緑地・公園について

- 高木・低木が設計図のとおり配置されている
- 緑地面積が設計図のとおり確保されている
- 公園が設計図のとおり配置されている

◎擁壁について

- 3㎡以内ごとに内径7.5cm以上の水抜き穴が配置されている。
- コンクリート打設後、一定の養生期間を設けている
- コンクリートの亀裂や浮き、剥落の確認を行い、不良個所については適正な措置をした
- コンクリートのジャンカ（豆板）の確認を行い、不良個所には適正な措置をした
- コンクリート打設時の工程管理をしている写真等を整備しているか
- コンクリート打設前に清掃を行なった
- コンクリートの配合計画や温度管理を行なっている
- バイブルをしっかりとかけ、コンクリートへ確実に回している
- 裏込め砕石（粒調）の確認
- 擁壁用透水シートが技術マニュアルに示されたとおり施行されている
- コンクリート打設前に清掃を行う

◎その他

-
-
-

受検カード

作成者 (法人名・代表名)

(記入者名)

★中間検査

◎浸透トレンチについて

- 設計に基づいた計画水深が確保できている
- 設計に基づいた延長及び幅が確保できている
- 碎石の種類は単粒度4号碎石が用意されている

◎雨水調整池及び雨水貯留槽について

- 設計に基づいた雨水貯留量が確保できている（縦、横、深さの延長）
- 計算書に基づいた口径のオリフィスが設置できている

◎汚水本管及び雨水本管について

- 不適切なたわみ、歪み及び曲がりなどなく布設できている

◎割込み人孔について

- 設計に基づいた大きさの設置ができている
- 新設本管、既設本管の接続口が人孔の斜壁、直壁のジョイント部に当たっていない
- 人孔の深さが2 mを超過している個所には転落防止梯子が設置されている
- 人孔内のステップは適正な位置に設置されている
- インバートは適正な形状に調整されている

◎道路について

- 設計に基づいた組成ができている（1.5 mに1箇所段掘りによる確認）
※各層の厚みの確認が出来るように段掘りを行う。また段掘りした路盤材料は材質ごとにまとめておく
- 設計に基づいた幅員、延長、縦・横断勾配が確保されている
- 道路構造物（L形・L形集水柵・U字溝・横断側溝・地先境界ブロック等）布設状況確認
- 既設道路の占用箇所について、道路管理者と舗装影響範囲の立会い及び協議を行っている
- 帰属道路の照明灯の設置位置、数量について、道路管理者と立会い及び協議を行っている
- 新設及び移設される道路境界について、官地となる箇所の境界については所管する道路管理者から境界石や境界金属プレートを受理して設置している

◎交通安全対策について

- カーブミラーの設置位置、数量について道路管理者と立会い及び協議を行っている
- 交通安全上、必要な路面標示（停止線等）の設置位置について、道路管理者と立会い及び協議を行っている

◎擁壁について

- 型枠が確実に組まれている
- 配筋が設計のとおり組んである
- コンクリートのかぶりが確保されている
- 鉄筋の継ぎ手が設計のとおり確保されている
- エクспанションが適正に配置されている